

議案第7号関連資料 明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 目的

健康保険法施行令が改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金の金額が引き上げられることに準じ、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 概要

(1) 出産育児一時金の金額

	現行	改正案
出産育児一時金	408,000円	488,000円 (+80,000円)
加算額(産科医療補償制度掛金)	12,000円	12,000円 (±0円)
合計	420,000円	500,000円 (+80,000円)

(2) 施行期日

令和5年4月1日

3 財源

出産育児一時金の財源は、一般財源が3分の2、保険料が3分の1とされており、一般財源については全額が地方交付税として措置されています。今回の引き上げにより一般財源が年間約10,000千円増える見込みです。

なお、令和5年度については、地方交付税措置に加えて出産育児一時金の支給1件当たり5千円が国庫補助として財政支援される予定です。

【参考】本市の出産育児一時金の支給実績

	支給件数	支給額
令和元年度	207件	86,700千円
令和2年度	180件	75,392千円
令和3年度	198件	82,936千円